

【人事の大学】シンガポール研修プログラム参加申込書

フリガナ			性別	男・女	年齢	歳
お名前			生年月日	19	年	月 日
ローマ字	(Last)	(First)	国籍			
フリガナ						
ご住所						
TEL (自宅)			TEL (携帯)			
メール	会社		自宅			
勤務先	会社名 (部署名)					

渡航中の国内連絡先	お名前	(続柄 :)	自宅TEL
	ご住所		

パスポート	有	有効期限	年	月	日
	無	パスポート番号			

※下記の研修プログラム参加約款を理解した上で申し込みます。

申込者署名 署名日

年 月 日

【人事の大学】ASTD-STADA Conference参加シンガポール研修プログラム参加約款

第1条(契約の申込みと成立)

- 本プログラムにおける契約の申込みのときは、申込み希望者が当約款に基づき申込書を作成し、株式会社JIN-G(以下、当社)に提出し、参加費用を支払い、かつ当社がそのプログラムの申込書の提出及び参加費用の支払いを確認したときをいう。
- 本プログラムにおける契約の成立のときは、当約款に基づき当社が申込希望者に対して申込みを承諾する旨を伝えたときをいう。

第2条(契約期間とその有効性の範囲)

- 当約款は、契約の成立をもって発効することとし、また、その有効期間は参加プログラムが終了する日時の終了時間までとする。

第3条(プログラム参加費用等の支払い等)

当社は申込書を受領後、請求書を発行・送付する。申込者は指定期日までに指定口座へ必要金額を入金するものとする。

第4条(申込成立後の取消しと返金)

- 申込者が申込み後に、プログラム参加手続きを取消すとき、当社は当約款に基づき返金の手続きを行う。

申込者への返金の送金手数料は、申込者の負担とする。

- (1)2011年9月30日までの取消手数料は3万円とする。

- (2)2011年10月1日から15日までの取消キャンセル手数料は申込者が申込んだ参加費用の金額の50%とする。

- (3)2011年10月16日以降の取消キャンセル手数料は参加費用の金額の100%とする。

第5条(免責事項)

- 当社は、以下に記すような当社の責によらない事由による申込者のプログラム参加不可能などの際、その責任を負わないものとする。

- (1)申込者がパスポートあるいはビザなどの不備により、渡航先国に入国拒否をされたとき。

- (2)申込者がパスポートあるいはビザなどの取得に時間がかかり、予定の出発に間に合わないとき。

- (3)天災地変など、不可抗力による事由のとき。

2. 渡航後、申込者は本人の責任において行動するものであり、以下の場合には、申込者の受けた損害は当社はその責を負わない。

- (1)天災地変、戦乱、暴動、ストライキ、テロなど、またはこれらの為に生ずるプログラム日程の変更もしくはプログラム催行の中止のとき

- (2)運送・宿泊機関における事故、もしくは火災、またはこれらの為に生ずるプログラム日程の変更ならびにプログラム催行の中止のとき

- (3)日本または外国の官公署の命令、外国人の出入国規制、または伝染病による隔離のとき

- (4)食中毒のとき

- (5)盗難のとき

- (6)運送機関の遅延・不通・事故、参加者の個人的都合、並びにこれらによって生ずるプログラム日程の変更、もしくは滞在期間の短縮のとき

- (7)麻薬・覚醒剤・大麻等の不法所持など現地の法律に抵触した行為による逮捕・拘禁のとき

- (8)その他前各号に準ずる合理的客観的に申込者の責と見なされる場合

第6条(損害負担)

前条に定めるもののほか、当社の責によらず申込者が、何らかの損害を被る場合、当社はその責任を負わないものとする。